

令和6年度香川地方最低賃金審議会
第5回香川県最低賃金専門部会議事録

令和6年8月6日(火)

高松サポート合同庁舎

北館702会議室

出席者	公益側	籠池、春日川、柴田
	労働者側	立石、中村、三屋
	使用者側	奥田、白石、檜垣

議 題 (1) 香川県最低賃金額改正の審議について
(2) その他

○賃金室長

定刻になりましたので、ただ今から第5回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、議題(1)の「香川県最低賃金額改正の審議について」です。

昨日開催された第4回専門部会では、労使双方より金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきました。

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づき算出され、金額提示をしていただきましたが、労側プラス 58 円、使用者側プラス 41 円と双方の提示金額には乖離がありました。

昨日の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしていたところであり、このあと金額提示いただきますようお願いいたします。

これまで 4 回にわたって金額審議を重ねてきましたが、労使の主張には、なお隔たりがありますけれども、是非とも全会一致に至るよう、格別のご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、このあと、各側より「金額提示」をお願いいたしますが、本日は公労会議から開始させてもらいたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

それでは、各側の控室等について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、各側の控室等ですが、

- | | |
|---------|--------------|
| 公労・公使会議 | ・この 702 会議室 |
| 労側控室 | ・2 階の第 1 会議室 |
| 使側控室 | ・2 階の相談室 |

を用意しております。

702 会議室は内線番号が 6702 ですので、ご用がある時は 6702 をおかけください。

公使会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○立石委員

特に必要ありません。

○柴田部会長

それではこのまま公労会議を始めますので、使用者側委員の方は控室にお移りください。事務局はご案内をおねがいします。

(以下非公開)

――了――